

TaxFlash



高級品売上税および第 22 条所得税関連法規の最新動向

2015 年 6 月 9 日、財務大臣は以下の通り、2 つの新たな規則を公布しました。

1. 自動車以外で高級品売上税(LST)の対象となる課税品の種類に関する財務大臣規則 No.106/PMK.010/2015(以下「PMK 第 106 号」)(2015 年 7 月 9 日に発効)
2. 第 22 条所得税(PPh 22)の徴収に関する財務大臣規則 No.107/PMK.010/2015(以下「PMK 第 107 号」)(2015 年 8 月 8 日に発効)

本稿では主な変更点およびこれら規則間の相互関係について詳細を紹介します。

特定商品の高級品からの除外—高級品売上税から第 22 条所得税への移行

高級品売上税は高級品の輸入またはインドネシア国内における生産に適用されてきました。経済成長を維持し、購買力を高めるため、PMK 第 106 号では、高級品としての分類が適切ではなくなったと判断された多数の消費財が高級品から除外されました。高級品から除外された消費財には、家電製品、家具、電子製品、バッグ、靴および宝石が含まれます。高級品売上税負担分がコストに含まれなくなったことを受け、これらの消費財の販売価格が下がることにより、購買力の向上が期待されます。

上記の消費財のリストは、輸入時に税率 10% の第 22 条所得税の課税対象となる特定消費財のリストの一部として PMK 第 107 号にて規定されます。第 22 条所得税は、これらの消費財がインドネシア国内で生産された場合には適用されません。従来、これらの消費財の輸入は、輸入者 ID 番号(*Angka Pengenal Impor*、以下「API」)を使用した場合、一般輸入品に対する 2.5% の第 22 条所得税の課税対象となっていたか、もしくは API を使用しない場合は 7.5% の課税対象となっていました。第 22 条所得税は輸入額に対して課税され、その課税額は輸入者が年度所得税額計算時に税額控除として利用できます。

第 22 条所得税の新たな課税事象

また PMK 第 107 号では、第 22 条所得税の課税対象となる以下の取引が追加されています。

No	課税事象	税率(%)	課税標準額
1	インドネシア政府と鉱業協力契約(Mining Cooperation Agreement)または作業契約(Contract of Work)を締結している輸出者以外の者が行う石炭、金属鉱物および非金属鉱物の輸出	1.5	輸出額
2	鉱業権(Izin Usaha Pertambangan、以下「IUP」)を保有する法人または個人からの石炭、金属鉱物および非金属鉱物の購入	1.5	販売価格
3	製造業者からの金塊の販売	0.45	販売価格

上記の第 22 条所得税課税対象リストの詳細は、PwC インドネシアの貴社担当者までお気軽にお問い合わせください。

第 22 条所得税の徴収者

国有企業(Badan Usaha Milik Negara、以下「BUMN」)による事業のための購入については、BUMN が販売者に対する第 22 条所得税の徴収者としての役割を担い、一般的に販売価格の 1.5%が徴収されますが、特に林業、プランテーション経営、農業、牧畜業および漁業に従事する BUMN の場合には、第 22 条所得税率は販売価格の 0.25%と規定されています。

付加価値税徴収者の規則に従い、PMK 第 107 号では、BUMN により直接所有される事業体および組織再編プロセスの対象となる BUMN を含むように、第 22 条所得税徴収者としての BUMN のカテゴリーが拡大されています。

第 22 条所得税徴収者による特定の購入に対する免除措置

国庫/予算使用者の代理人および BUMN に加えて、

- a) IUP 保有者からの石炭、金属鉱物および非金属鉱物の購入者、および
 - b) 林業、プランテーション経営、農業、牧畜業および漁業に従事する企業
- による以下の消費財の購入・使用に関する支払いは、第 22 条所得税の徴収が免除されます。

1. 石油燃料、ガス燃料、潤滑油、郵便製品、
2. 水道および電気、
3. 生産分与契約(Production Sharing Contract)の契約企業または契約企業本社からの石油、ガス(上流工程の副産物を含む)、並びに
4. 共同事業契約(Joint Operation Contract)の契約企業からの地熱および電力

また、林業、プランテーション経営、農業、牧畜業および漁業に従事する企業は、事業のための購入について、それが 2 千万ルピア以下であれば免除措置の対象になります。

純所得計算基準の最新動向

国税総局(DGT)は 2015 年 4 月 10 日付けで、純所得計算基準(見積純所得)に関する規則 No. PER-17/PJ/2015(以下「PER 第 17 号」)を公布しました。

PER 第 17 号では、現行の税法規定に合致するよう、見積純所得を適用できる納税者の総売上基準額が 6 億ルピアから 48 億ルピアに調整されます。

企業分類(Klasifikasi Lapangan Usaha、以下「KLU」)数は、業種のさらなる細分化により 183 から 1,434 に増えました。見積純所得税率は依然として企業の所在地を基に算定されます。見積純所得の最高率は依然 55%ですが、最低率は 3%から 8.5%に引き上げられました。

また PER 第 17 号では、税務監査において、納税者が帳簿記録の管理を怠った、または証拠資料に付随する帳簿記録の提出に非協力的である場合、税務当局は職権にて見積純所得率を適用することができると規定しています。

見積純所得率については 2 つのリストが規定されており、1 つは法人納税者(見積純所得率:12%~71%)、そしてもう 1 つは個人納税者(見積純所得率:10%~69%)となっています。

PER 第 17 号の規定範囲は、政府規則 2013 年第 46 号と重複する部分があり、両規則は総売上が 48 億ルピア未満の個人納税者を規定の適用対象としています。しかし、この規則は 2016 会計年度(納税申告書は 2017 年に提出)から適用されます。したがって、PER 第 17 号発効前に上記規則の重複について調整が図られるものと予想されます。

上記の国際税務アップデートについて、ご質問等ございましたら PwC の貴社担当者までお気軽にお問い合わせください。

Your PwC Indonesia contacts

Abdullah Azis
abdullah.azis@id.pwc.com

Adi Poernomo
adi.poernomo@id.pwc.com

Adi Pratikto
adi.pratikto@id.pwc.com

Ali Widodo
ali.widodo@id.pwc.com

Alexander Lukito
alexander.lukito@id.pwc.com

Andrias Hendrik
andrias.hendrik@id.pwc.com

Anthony J. Anderson
anthony.j.anderson@id.pwc.com

Anton Manik
anton.a.manik@id.pwc.com

Antonius Sanyojaya
antonius.sanyojaya@id.pwc.com

Ay Tjhing Phan
ay.tjhing.phan@id.pwc.com

Brian Arnold
brian.arnold@id.pwc.com

Enna Budiman
enna.budiman@id.pwc.com

Engeline Siagian
engeline.siagian@id.pwc.com

Gadis Nurhidayah
gadis.nurhidayah@id.pwc.com

Gerardus Mahendra
gerardus.mahendra@id.pwc.com

Hendra Lie
hendra.lie@id.pwc.com

Ivan Budiarnawan
ivan.budiarnawan@id.pwc.com

Laksmi Djuwita
laksmi.djuwita@id.pwc.com

Lukman Budiman
lukman.budiman@id.pwc.com

Mardianto
mardianto.mardianto@id.pwc.com

Margie Margaret
margie.margaret@id.pwc.com

Parluhutan Simbolon
parluhutan.simbolon@id.pwc.com

Paul Raman
paul.raman@id.pwc.com

Peter Hohtoulas
peter.hohtoulas@id.pwc.com

Runi Tusita
runi.tusita@id.pwc.com

Ryuji Sugawara
ryuji.sugawara@id.pwc.com

Soeryo Adjie
soeryo.adjie@id.pwc.com

Sutrisno Ali
sutrisno.ali@id.pwc.com

Suyanti Halim
suyanti.halim@id.pwc.com

Tim Watson
tim.robert.watson@id.pwc.com

Tjen She Siung
tjen.she.siung@id.pwc.com

Yessy Anggraini
yessy.anggraini@id.pwc.com

Yuliana Kurniadjaja
yuliana.kurniadjaja@id.pwc.com

Yunita Wahadaniah
yunita.wahadaniah@id.pwc.com

www.pwc.com/id

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to maria.purwaningsih@id.pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2015 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.